# 企画競争実施の公示

令和 6 年 3 月 12 日
分任支出負担行為担当官
中国地方整備局　出雲河川事務所長　小谷　哲也

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。
なお、本件に係る特定通知は、本件に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とします。

## 1　概　要

(1) 件　　名　令和6年度斐伊川外水辺環境調査
(2) 内　　容　本件は、斐伊川水系（宍道湖・中海を含む）において、水生生物調査や透視度計・パックテスト・ポータブル水質計等を用いた簡易水質調査を地域住民と協働で行い、水環境管理の基礎資料を得るものである。また、地域住民へ河川や湖沼に接する機会を提供し関心を高め、水質保全意識の高揚を図るものである。
(3) 本件において、企画提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。
地域住民にわかりやすく調査方法を説明するための工夫について
(4) 履行期限　契約締結の翌日～令和 7 年 2 月 21 日

## 2　企画競争参加資格要件

(1) 基本的要件
① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
② 令和 4･5･6 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記②の公示9その他（2）による手続きを行った者を除く。）でないこと。
④ 企画提案書等の受領期限の日から見積決定日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥ 松江地方生活圏（松江市、安来市、雲南市（旧加茂町、旧木次町、旧大東町）、仁多郡奥出雲町）、出雲地方生活圏（出雲市、雲南市（旧三刀屋町、旧掛合町、旧吉田村）、飯石郡飯南町）又は鳥取西部地方生活圏（米子市、境港市、西伯郡大山町・南部町・伯耆町・日吉津村、日野郡日南町・日野町・江府町）に本店、支店

又は営業所があること。

⑦ 分任支出負担行為担当官から説明書の交付を受けた者であること。

(2) 企画提案書提出者に対する要件

国土交通省が発注し、平成25年度以降に完了した以下の業務又は役務において、元請としての実績が１件以上あること。

同種 ： 河川（ダム・堰の貯水池・湖沼を含む）における水生生物調査及び簡易水質調査（ただし、同一業務又は役務に限る）

類似 ： 河川（ダム・堰の貯水池・湖沼を含む）における水生生物調査

なお、実績確認のため、申請された同種又は類似の業務又は役務における契約書の写し、実施報告書等を企画提案書へ添付すること。

(3) 執行体制に関する要件

実施するにあたり、本件全体を管理する管理責任者を1名、配置するものとする。

(4) 管理責任者に対する要件

国土交通省が発注し、平成25年度以降に完了した以下の業務又は役務において、元請としての実績が１件以上あること。

同種 ： 河川（ダム・堰の貯水池・湖沼を含む）における水生生物調査及び簡易水質調査（ただし、同一業務又は役務に限る）

類似 ： 河川（ダム・堰の貯水池・湖沼を含む）における水生生物調査

なお、実績確認のため、申請された同種又は類似の業務又は役務における契約書の写し、実施報告書等を企画提案書へ添付すること。

ただし、申請された同種又は類似の業務又は役務が2.(2)と同じ場合は契約書の写し、実施報告書等の添付は必要ない。

(5) 恒常的な雇用関係

管理責任者については、企画提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（健康保険被保険者証の写し等雇用を確認できる書類を添付すること。）

なお、「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

なお、健康保険被保険者証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施したうえで提出すること。

## ３ 手続き等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町 5-1
中国地方整備局 出雲河川事務所 経理課
電話 0853-20-1710 FAX 0853-25-0819

② 技術関係

〒693-0023 島根県出雲市塩冶有原町 5-1
中国地方整備局 出雲河川事務所 流域治水課
電話 0853-20-1761 FAX 0853-21-2878

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 6 年 3 月 12 日（火)から令和 6 年 4 月 8 日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

交付場所：3. (1)①に同じ。
交付方法：手交、電子メールまたは託送（着払い）による交付を行うので、(1)①まで連絡し、指示を受けること。。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和 6 年 4 月 8 日(月)17 時 00 分　まで。提出場所は3(1)①に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリング実施　無

4　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 関連情報を入手するための紹介窓口　3(1)に同じ。
(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
(4) 提出された企画提案書は、特定されなかった場合は返却する。なお、提出された企画提案書は、企画提案者の特定以外に提出者に無断で使用しない。
(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
(8) その他の詳細は説明書による。